

厚生労働省社会保障検討本部

議 事 次 第

平成22年12月27日（月）
15：00～15：20
厚生労働省省議室（9階）

1. 厚生労働省社会保障検討本部について

2. 検討事項について

配布資料：

- 資料1 厚生労働省社会保障検討本部について（案）
- 資料2 検討事項

- 参考資料1 社会保障改革の推進について（閣議決定）
- 参考資料2 菅総理から関係閣僚への指示事項（要旨）
- 参考資料3 民主党税と社会保障抜本改革調査会「中間整理」（ポイント）
- 参考資料4 安心と活力への社会保障ビジョン（社会保障改革に関する有識者検討会報告（概要））
- 参考資料5 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会中間整理（概要）

厚生労働省社会保障検討本部について（案）

平成22年12月27日
厚生労働省

1. 目的

「社会保障改革の推進について」（平成22年12月14日閣議決定）を踏まえ、厚生労働省において、社会保障の安定強化のための具体的な制度改革案等について検討するため、「厚生労働省社会保障検討本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成

- (1) 本部は政務三役会議の下に設置し、本部長は厚生労働大臣とする。
- (2) 本部長代理は副大臣、政務官とし、以下の分野を担当するものとする。
 - ・藤村副大臣：医療・介護、年金、税と社会保障に関わる番号制度
 - ・小宮山副大臣：子ども・子育て支援、就労促進
 - ・岡本政務官：医療・介護、貧困・格差
 - ・小林政務官：就労促進
- (3) 副本部長は事務次官、厚生労働審議官とする。
- (4) その他の本部の構成員は別紙1の職にあるものとする。
- (5) 本部は必要に応じて関係部局の職員の参加を求めることができる。
- (6) 本部の庶務は関係部局の協力を得て政策統括官付社会保障担当参事官室において行う。

3. 事務局の設置

- (1) 本部に事務局を置き、事務局長は政策統括官（社会保障担当）とする。
- (2) 事務局に「医療・介護チーム」、「年金チーム」、「就労促進チーム」、「貧困・格差チーム」、「子ども・子育て支援チーム」、「番号チーム」を置く。
- (3) 「医療・介護チーム」の下に「医療イノベーションサブチーム」を、「貧困・格差チーム」の下に「低所得者対策総合検討サブチーム」を置く。
- (4) 事務局の構成員は別紙2の職にあるものとする。
- (5) 事務局に実務作業を担う作業チームを設置し、作業チームの構成員は関係部局の職員をもって充てる。
- (6) 事務局は必要に応じて関係部局の職員の参加を求めることができる。

4. その他

前各号に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項については、本部が定める。

厚生労働省社会保障検討本部 構成員

本部長： 細川厚生労働大臣
本部長代理： 藤村厚生労働副大臣
小宮山厚生労働副大臣
岡本厚生労働大臣政務官
小林厚生労働大臣政務官

副本部長： 厚生労働事務次官
厚生労働審議官

構成員： 医政局長
健康局長
医薬食品局長
労働基準局長
職業安定局長
職業能力開発局長
雇用均等・児童家庭局長
社会・援護局長
老健局長
保険局長
年金局長
政策統括官（社会保障担当）
政策統括官（労働担当）

厚生労働省社会保障検討本部 事務局

事務局長： 政策統括官（社会保障担当）
（事務局庶務：政策統括官付社会保障担当参事官室）

医療・介護チーム（庶務：保険局総務課）

主 査： 保険局長
副 主 査： 大臣官房審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）
チームメンバー： 医政局総務課長
医政局指導課長
健康局総務課長
社会・援護局保護課長
老健局総務課長
老健局老人保健課長
保険局総務課長
保険局医療課長

医療イノベーションサブチーム（庶務：大臣官房厚生科学課）

主 査： 技術総括審議官
副 主 査： 大臣官房審議官（医薬担当）
チームメンバー： 大臣官房厚生科学課長
医政局経済課長
医政局研究開発振興課長
健康局総務課がん対策推進室長
医薬食品局審査管理課長
保険局医療課長

年金チーム（庶務：年金局総務課）

主 査： 年金局長
副 主 査： 年金管理審議官
大臣官房審議官（年金担当）
チームメンバー： 職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課長
社会・援護局保護課長
年金局総務課長
年金局年金課長
年金局数理課長
年金局事業企画課長
年金局事業管理課長

就労促進チーム（庶務：政策統括官付労働政策担当参事官室）

主 査：政策統括官（労働担当）

副 主 査：参事官（労働政策担当参事官室長併任）

チームメンバー：労働基準局労働条件政策課長

職業安定局雇用政策課長

職業安定局派遣・有期労働対策部企画課長

職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課長

職業能力開発局能力開発課長

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課長

参事官（社会保障担当参事官室長併任）

貧困・格差チーム（庶務：社会・援護局総務課）

主 査：社会・援護局長

副 主 査：職業安定局派遣・有期労働対策部長

チームメンバー：職業安定局総務課長

職業安定局派遣・有期労働対策部企画課長

職業安定局首席職業指導官

社会・援護局総務課長

社会・援護局保護課長

社会・援護局地域福祉課長

参事官（社会保障担当参事官室長併任）

参事官（労働政策担当参事官室長併任）

低所得者対策（自己負担等軽減）総合検討サブチーム

（庶務：政策統括官付社会保障担当参事官室）

主 査：参事官（社会保障担当参事官室長併任）

副 主 査：社会・援護局保護課長

チームメンバー：社会・援護局保護課課長補佐

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長

老健局介護保険計画課課長補佐

保険局保険課課長補佐

保険局国民健康保険課課長補佐

保険局高齢者医療課課長補佐

政策企画官（社会保障担当参事官室併任）

政策統括官付社会保障担当参事官室情報基盤連携推進室長

政策統括官付社会保障担当参事官室室長補佐

子ども・子育て支援チーム

「少子化対策統括本部」（参考 1）において検討を行う。

番号チーム

「社会保障・税に関わる番号制度に関する省内検討チーム」（参考 2）において検討を行う。

少子化対策統括本部設置要綱

平成 22 年 7 月 30 日

大臣伺い定め

1 目的

少子化は我が国の直面する最大の課題であることを踏まえ、次の(1)及び(2)を推進するため、厚生労働省内に「少子化対策統括本部」(以下「本部」という。)を設置する。

- (1) 社会保障関連施策・労働関連施策を総動員し、厚生労働行政における少子化対策を一元的かつ制度横断的に検討・推進すること
- (2) 厚生労働行政のあらゆる施策を少子化対策の推進という観点から捉え直して展開すること

2 本部の構成

- (1) 省内に、厚生労働大臣が指名する厚生労働大臣政務官を長とする本部を設置する。
- (2) 本部に本部長代理及び副本部長を置く。
- (3) 本部長代理は、厚生労働事務次官及び厚生労働審議官とし、副本部長は、雇用均等・児童家庭局長とする。
- (4) 本部に本部員を置き、本部員は別紙 1 に掲げる職にある者とする。ただし、本部長が必要があると認めるときは、本部員を追加することができる。

3 本部の運営

- (1) 本部長は、上記 1 (1) の目的のため、コア会議を開催する。
- (2) コア会議のメンバーは、本部長、本部長代理、副本部長及び政策統括官(社会保障担当)とする。
- (3) 本部長は、上記 1 (2) の目的のため、拡大会議を開催する。
- (4) 拡大会議のメンバーは、コア会議のメンバーに加え、全本部員とする。
- (5) 本部長は、必要に応じ、コア会議及び拡大会議にその構成員以外の者の参加を求めることができる。

4 事務局

- (1) 本部に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長、事務局長代理、検討チーム及び少子化対策推進室を置く。
- (3) 事務局長は政策統括官（社会保障担当）とし、事務局長代理は大臣官房審議官（少子化対策担当）とする。
- (4) 検討チームの構成員は、本部長が指名した者とする。
- (5) 少子化対策推進室は、本部長直属とし、特に上記1(1)の検討を行う。
- (6) 少子化対策推進室の構成員は、本部長が指名した者とする。
- (7) 事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省大臣官房総務課において処理する。

5 附則

この要綱は、平成22年7月30日から施行する。

別紙

大臣官房長

総括審議官

職業安定局長

保険局長

年金管理審議官

政策統括官（社会保障担当）

政策統括官（労働担当）

社会保障・税に関わる番号制度に関する省内検討チーム

- 主 査： 参事官（社会保障担当参事官室長併任）
- 副 主 査： 政策統括官付社会保障担当参事官室情報基盤連携推進室長
- チームメンバー： 大臣官房統計情報部企画課情報企画室長
大臣官房統計情報部企画課情報化推進官
医政局政策医療課課長補佐
健康局総務課課長補佐
医薬食品局医薬品副作用被害対策室室長補佐
労働基準局労働保険徴収課課長補佐
職業安定局雇用保険課課長補佐
職業能力開発局能力開発課課長補佐
雇用均等・児童家庭局総務課課長補佐
社会・援護局保護課課長補佐
社会・援護局援護企画課課長補佐
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課課長補佐
老健局介護保険計画課課長補佐
保険局総務課課長補佐
年金局年金課課長補佐
年金局事業企画課課長補佐
政策企画官（社会保障担当参事官室併任）
政策統括官付労働政策担当参事官室室長補佐

検討事項（医療・介護チーム）

以下の事項について、6月の社会保障改革案の全体像とりまとめに向け、具体化に向けた検討を行うこと。検討の過程では、事務局と連携を図り、随時本部にも報告すること。

- 診療報酬・介護報酬同時改定の基本となる方針を策定する。
- 上記の基本となる方針の策定に当たって、それと整合的な医療及び介護の提供体制の見直し等の改革案を作成する。その際、以下の課題について、改革の内容、手法等を具体化する。
＜政策課題＞
 - ・ 医療・介護施設の機能分化の推進及び地域における連携体制の構築
 - ・ ・ ・ 病院・病床機能、介護施設機能、医療・介護計画、療養病床の再編の検討を含む。
 - ・ 急性期医療の強化、重点化及び急性期から慢性期への円滑な移行
 - ・ 在宅医療・介護の充実、プライマリケアの明確化
 - ・ ・ ・ 地域包括ケアの具体像の提示を含む。
 - ・ 在宅を支える高齢者向け住宅保障
 - ・ マンパワーの充実確保 等
- 予防医療、介護予防の具体化
 - ・ 介護予防に関するエビデンスやノウハウの集積、普及 等
- 医療・介護の効率化方策の具体化
 - ・ IT化の推進 等
- 上記改革を踏まえた、医療・介護の費用推計
 - ・ 社会保障国民会議試算を推計の基礎とし、改革内容に応じた修正を適切に行う。
 - ・ 必要な給付費から算定されるニーズと実態のギャップに基づき、必要な基盤整備などの投資的経費の試算を行う。

<サブチームでの検討事項>

- 新成長戦略に基づく医療イノベーションの具体化
 - ・ 日本発の医薬品・医療機器、医療技術の研究開発推進
 - ・ 内閣官房における検討と連携して取り組む。

※ 上記検討に当たっては、医療・介護分野における雇用拡大等、経済成長とのよい循環を生んでいく観点を踏まえた内容とすること。

検討事項（年金チーム）

以下の事項について、6月の社会保障改革案の全体像とりまとめに向け、具体化に向けた検討を行うこと。検討の過程では、事務局と連携を図り、随時本部にも報告すること。

- 平成 25 年に新たな年金制度創設のための法案を提出することに向けて、「7つの基本原則」に沿った超党派による議論を行うための論点の整理
- 新制度に直ちに全面的に切り替わるわけではなく、現在の受給者を中心に現行制度も当面継続することを踏まえた、現行制度の課題についての検討
 - ・ 安定財源を確保した上での基礎年金国庫負担 2 分の 1 の実現
 - ・ 働き方、ライフコースの選択に中立な制度設計を目指した調整
 - ・ 最低保障機能の強化などによる高齢者の防貧・救貧機能の強化 等
- 年金記録問題の解決
- 上記改革を踏まえた、年金の費用推計
 - ・ 上記の作業に応じた必要な推計を行う。その際、社会保障国民会議試算を推計の参考とする。

検討事項（就労促進チーム）

以下の事項について、6月の社会保障改革案の全体像とりまとめに向け、具体化に向けた検討を行うこと。検討の過程では、事務局と連携を図り、随時本部にも報告すること。

- 若年者雇用対策の強化
 - ・ 新卒者支援の強化等
 - ・ フリーター・ニート対策

- 女性の就労促進（女性M字カーブ解消等）
 - ・ ポジティブ・アクションの推進
 - ・ 仕事と家庭の両立支援
 - ・ 多様な働き方の推進

- 高齢者就労促進
 - ・ 65歳までの雇用確保
 - ・ いくつになっても働ける高齢者雇用の促進

- 雇用の質の向上に向けた対策の推進
 - ・ 有期労働契約の在り方の検討
 - ・ パートタイム労働の在り方の検討
 - ・ 派遣労働者の雇用の安定の推進
 - ・ 同一価値労働・同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進
 - ・ 雇用形態に中立的な社会保障制度
 - ・ 成長を支える人材育成のための職業訓練の充実強化
 - ・ 最低賃金の引上げに向けた取組

等

検討事項（貧困・格差チーム）

以下の事項について、6月の社会保障改革案の全体像とりまとめに向け、具体化に向けた検討を行うこと。検討の過程では、事務局と連携を図り、随時本部にも報告すること。

- トランポリン型社会の形成に向けたセーフティネット機能の強化
- 総合的な第2のセーフティネット対策の具体化
 - ・ 住宅扶助の見直しも含めた低所得者向け住まい対策
 - ・ 住宅手当制度の見直し
 - ・ パーソナルサポートサービス 等
- 地域コミュニティの再生に向けた取組
 - ・ 社会福祉法人等による地域での見守り活動
 - ・ 民生委員の活動等相談支援体制の確立
- 総合福祉資金貸付の相談体制の強化
- 権利擁護事業の推進
- 生活保護のあり方の見直し
- 上記改革を踏まえた、貧困・格差を把握するための指標の検討
 - ・ EUを参考にした指標の検討
- 上記改革を踏まえた、貧困・格差改善の姿を達成するための政策パッケージを提示し、政策に必要な費用とそれに伴う政策効果（社会コストの削減、雇用創出等）の推計

<サブチームでの検討事項>

- 総合的な低所得者向け医療・福祉サービス等の自己負担軽減策の検討
- 低所得者、失業者等の保険料負担の在り方等の検討

検討事項（子ども・子育て支援チーム）

以下の事項について、6月の社会保障改革案の全体像とりまとめに向け、具体化に向けた検討を行うこと。検討の過程では、事務局と連携を図り、随時本部にも報告すること。

- 子ども・子育て新システムの実現
- 新システム実現も踏まえた、子ども・子育て施策の費用（平成21年度税制改正法改正附則第104条にいう少子化対策に要する費用）の推計、雇用拡大効果等成長への政策効果の推計

社会保障改革の推進について

〔平成 22 年 12 月 14 日〕
閣 議 決 定

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1. 社会保障改革に係る基本方針

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、2 3 年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。
また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案（仮称）及び求職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ。
- 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2. 社会保障・税に関わる番号制度について

- 社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。
- このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、来年 1 月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。

菅総理から関係閣僚への指示事項（要旨）

平成22年12月10日

- 社会保障・税の一体的な改革は一刻の猶予も許されない課題であることから、関係各大臣においては、自らのリーダーシップの下、直ちに検討体制を構築し、早急に改革の具体的な内容の検討に着手されたいこと。
- 社会保障・税の一体的な改革を実現し、経済成長につなげていくためには、広く各界各層の国民の積極的参加を求め、活発な議論を巻き起こしていくことが重要であることから、各省における検討を進めるに当たっては、特にこの点に留意し、国民との対話を積極的に進めて合意形成に努め、熟議に基づく社会保障・税制改革の実現を図ること。
- こうした国民的議論の展開と並行して、野党各党に対しても、社会保障・税制改革のための協議を提案し、参加を呼び掛けることが重要であり、あらゆる機会を捉えて、こうした呼び掛けを行い、超党派での協議の実現に向けて努力していただきたいこと。

(12月14日閣議後内閣官房長官記者会見での説明より)

2010年12月6日

税と社会保障の抜本改革調査会「中間整理」(ポイント)

民主党

1. 社会保障を取り巻く社会・経済情勢の変化

社会保障制度が整備された1970年代から大きく変化。

- ①経済・財政は異常な事態 ②人口、とりわけ現役世代の減少は顕著
- ③社会保障に関わる費用が急速に増大 ④企業のセーフティネット機能が減退
- ⑤地域・家族のセーフティネット機能が減退 ⑥雇用の流動化

2. 抜本改革の方向性

○抜本改革の目標は、社会保障の水準を現在より引き上げ、現在の安心と将来への希望を抱ける豊かな福祉社会を構築し、これをデフレ脱却を含めた経済成長に結びつけていくこと。

○巨大な潜在需要がある社会保障分野には成長の可能性が高い産業が数多く存在し、この潜在需要を顕在化させることによって、雇用を生み、デフレ脱却を含めた経済成長や財政健全化に結びつける。

【社会保障改革の方向性】

- ①全世代を通じた安心の確保…高齢者の安心感、現役世代の受益感覚を高める
- ②国民一人ひとりの安心感を高める…「居場所と出番」をつくる
- ③包括的支援…支援を必要とする人の立場に立ったサービス提供体制
- ④納得の得られる社会保障制度…受益と負担を明確化、番号制度の導入
- ⑤自治体、企業との役割分担…医療、介護、保育などにおける役割分担を明確化

3. 個別の社会保障の課題と方向性

- (1) サービス給付 (医療、介護)
- (2) 現金給付 (年金、生活保護など)
- (3) 幅広い世代へのセーフティネット (子育て、雇用など)

4. 社会保障を支える財源

民主党の主張の原点に戻ることが重要。税金のムダづかい根絶を徹底すると共に、将来の社会保障の姿とその場合の国民負担を明らかにした上で、国民の判断を得なければならない。

○税制と社会保障制度一体での具体的な改革案を示す。

○社会保障の財源は、税制全体で確保していく。中でも、消費税は非常に重要。消費税を含む抜本改革に政府は一刻も早く着手すべき。

○消費税を社会保障の目的税とすることを法律上も、会計上も明確に。「社会保障」の範囲は、高齢者3経費を基本としつつ、検討。「逆進性対策」は「還付

制度」を優先的に検討。

5. 今後の進め方

上記を踏まえ、早急に政府与党で検討を行った上で国民的な議論に付し、党派を超えた議論を呼びかけていく。

以上

安心と活力への社会保障ビジョン

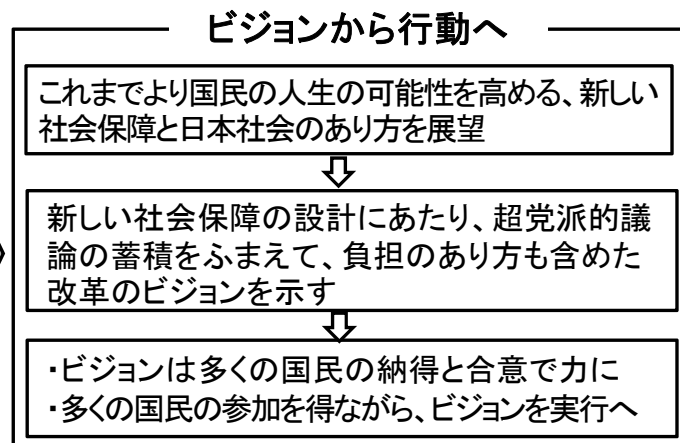
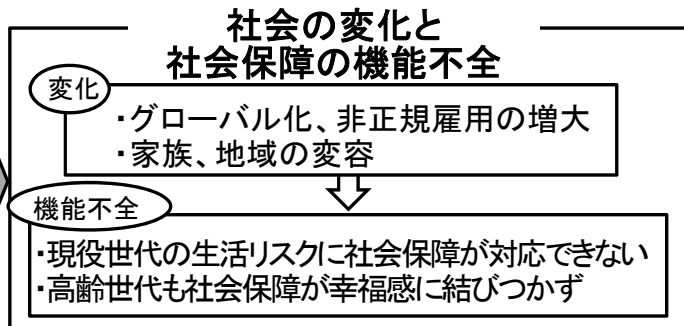
1 現行社会保障制度と改革の課題

社会保障改革に関する有識者
検討会報告(概要)

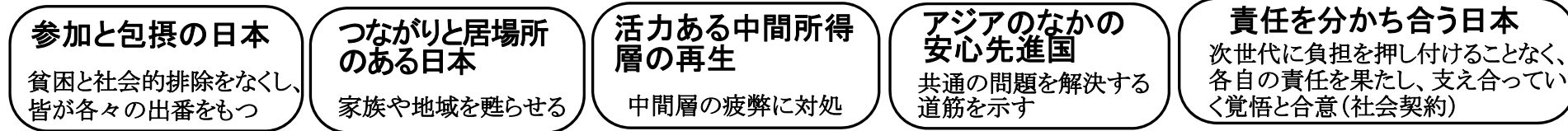
(1) 日本社会の現状と社会保障改革の課題

日本の社会保障の発展

- ・日本の社会保障は、男性世帯主の安定的雇用(「雇用を軸にした安心社会」)を前提に、これを補完する役割を担ってきた
- ・支出面で増大してきたのは年金
- ・子育て・介護は女性に依存



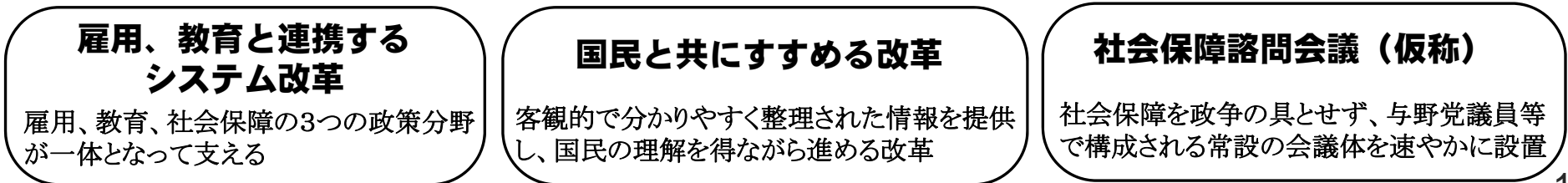
(2) 社会保障改革の可能性 いかなる日本を目指すのか



(3) これまでの社会保障改革論議の総括

社会保障国民会議(H20)、安心社会実現会議(H21)等の議論の蓄積を尊重しつつ、新たな視点からの検証も加えて、議論を発展

(4) 改革の方法と選択肢



安心と活力への社会保障ビジョン

2 社会保障改革の3つの理念と5つの原則

社会保障改革に関する有識者
検討会報告(概要)

(1) 3つの理念

参加保障

- ・国民の社会参加を保障し、社会的な包摂を強めることを目指す

普遍主義

- ・すべての国民を対象
- ・国、自治体、NPO等の多様な主体が協力

安心に基づく活力

- ・社会保障と経済成長の好循環を目指す
雇用と消費の拡大
国民の能力開発
相互信頼の増大 など

(2) 5つの原則

① **切れ目なく全世代を対象とした社会保障** … 主に高齢世代を給付対象とする社会保障から全世代対応型の保障への転換

② **未来への投資としての社会保障** … 子ども・子育て支援等を中心に、未来への投資としての性格を強める

③ **地方自治体が担う支援型のサービス給付とその分権的・多様な供給体制（現物給付）**

… 社会的包摂のため、支援型サービス給付の役割を重視。自治体がNPO等とも連携しつつ、住民の声に耳を傾けてサービスを提供

④ **縦割りの制度を越えた、国民一人ひとりの事情に即しての包括的な支援**

… 縦割りの制度を越えて、ワンストップサービス、パーソナルサポートを提供

⑤ **次世代に負担を先送りしない、安定的財源に基づく社会保障**

… 現在の世代が享受する給付費の多くを後代負担につけ回している現状を直視し、給付に必要な費用を安定的に確保

(3) 理念と原則を踏まえた改革の各論 (例示)

- ① 所得保障・年金 … 改革についての超党派的議論、基礎年金国庫負担、働き方等への中立性、最低保障機能
- ② サービス保障 医療・介護 … 機能分化の徹底と集約化、医療・介護・福祉の連携、プライマリ・ケア
- ③ 子ども・子育て支援 … 「子ども・子育て新システム」の検討
- ④ 格差・貧困対策 … 社会保障の再分配機能強化と、雇用・教育・地域・税制等の諸政策の連携

安心と活力への社会保障ビジョン

3 社会保障改革の枠組み

社会保障改革に関する有識者
検討会報告(概要)

(1) 社会保障負担のあり方

① 「負担」とは何か

公的な給付と負担が少なければ私的な給付と負担が増大。公的負担と私的負担のバランスについて国民的合意を急ぐ必要

② 負担と給付をめぐる歪みの是正を

現役世代で見返り感が乏しいまま負担感が増し、制度不信が高まっている。新しい状況に沿って、負担と給付の関係を調整する必要

③ 将来世代への先送りを見直す

高齢者3経費(年金・医療・介護)については、消費税収との差額が公債依存を通して将来世代に先送りされていることを自覚する必要

④ 社会保険の揺らぎを税負担で補完を

財源の約3分の2を占める社会保険料負担について、非正規化等の状況を踏まえ、逆進性などのあり方を点検し、必要な税財源を確保

⑤ 社会保険制度を中核に

社会保険は、負担と給付の関係や加入者相互の連帯が見えやすい制度。加入基盤の拡大や女性の就労インセンティブを弱める要素の見直しが必要

(2) 信頼醸成への道

- 1 社会保障制度そのものが多くの国民のリスクとニーズにかみ合うこと
- 2 社会保障と税にかかわる番号制度、消費税の用途の限定 → 負担が公平に分担され、無駄なく活用されること
- 3 自治体への権限付与等による、分権型の社会保障への転換を進めること

(3) 社会保障強化と財政健全化の同時達成

○ 社会保障強化だけを追求すれば、いずれ機能停止
○ 財政健全化のみを目的に社会保障の質を犠牲にすれば、
社会の活力を引き出せない

社会保障強化と
財政健全化の
同時達成が必要

明日へと続く社会のため、
次世代につけを先送りし
ない社会保障

安心と活力への社会保障ビジョン

4 社会保障改革を支える税制のあり方

社会保障改革に関する有識者
検討会報告(概要)

(1) 税の再分配機能と所得・資産課税の重要性

- ・必要な税財源を確保して社会保険の揺らぎを補完し、社会保障制度の維持と機能強化を図ることが必要
- ・個人所得課税や資産課税において、所得再分配機能を強化

(2) 人口構造・雇用・経済環境の変容のなかでの消費税の基幹性

- ・特定の世代に負担が偏らず、広く薄く全世代が負担
- ・景気変動によって税収が左右されにくい安定財源
- ・できる限り経済に対して中立的な負担
- ・逆進性については、消費税収を再分配効果の高い社会保障給付に充てること等によって解消

(3) 消費税の使途明確化の必要性

- ・官の肥大化には使わないなど、H21年度税制改正法附則104条や「中期プログラム」の考え方を発展させ、消費税を社会保障目的税とすることも含め、区分経理を徹底するなど、消費税の使途を明確化すべき

(4) 社会保障改革とそれを支える税制改革の一体的実施

- ・高齢者3経費と消費税収の差額(9.8兆円)や、社会保障の国庫負担のうち後代につけ回されている部分(10兆円超)は今後さらに増大。全世代型の社会保障への刷新をすすめる費用等も必要(社会保障の機能強化のための追加費用として2015年度7.6~8.3兆円、2025年度19~20兆円の公費財源が必要)
- ・将来的には、社会保障にかかる公費全体について、消費税を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障をより一層安定
- ・政府はできるだけ速やかに、社会保障制度と消費税を含む税制の一体的改革の具体案を作成すべき

(5) 基礎年金国庫負担1/2確保のための安定的財源の確保

- ・厳しい国家財政の下で臨時財源による対応には限界。速やかに税制抜本改革の中で必要な安定財源を確保すべき

(6) 地方の税源確保

- ・社会保障改革を支える税制改革のためには、地方自治体の社会保障負担に対する安定財源の確保が重要な目標
- ・税源の偏在性が少なく、安定的な税財源を確保することが必要であるとともに、自治体の課税自主権の拡大・発揮についても検討すべき

安心と活力への社会保障ビジョン

5 持続可能な希望のもてる日本へ

社会保障改革に関する有識者
検討会報告(概要)

機能強化に向けた当面の優先課題

子ども・子育て支援

「子ども・子育て新システム」の実現への着手

雇 用

新規学卒者と若年層のための就労支援体制の強化

社会保障諮問会議 (仮称)

与野党の国会議員や有識者で構成する「社会保障諮問会議」
(仮称)の設置を急ぎ、合意を形成

中規模の高機能な社会保障体制へ

- 社会保障の機能強化と財政健全化の同時達成・同時追求こそ、すすむべき道
- 目標とする負担と給付の水準は、国際比較の観点からすれば、「高福祉高負担」ではなく「中福祉中負担」
- 社会保障給付を徹底して切り下げる「低福祉低負担」のシナリオは、責任ある選択肢とは言えない

社会保障改革の
当面の目標

中規模の高機能な
社会保障体制

社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会 中間整理（概要）

導入の趣旨

背景

- 少子高齢化（高齢者の増加と労働力人口の減少）
- 格差拡大への不安
- 情報通信技術の進歩
- 制度・運営の効率性、透明性の向上への要請
- 負担や給付の公平性確保への要請

現在

課題

- 所得の把握や制度をまたがった事務を行う場合などにおいて、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤がないため、
- 税務署に提出される法定調書のうち、名寄せが困難なものについては活用に限界
 - より正確な所得・資産の把握に基づく柔軟できめ細やかな社会保障制度・税額控除制度の導入が難しい
 - 長期間にわたって個人を特定する必要がある制度の適正な運営が難しい（年金記録の管理等）
 - 医療保険などにおいて関係機関同士の連携が非効率
 - 養子縁組による氏名変更を濫用された場合に個人の特定が難しい

番号導入

理念

- より公平・公正な社会の実現
- 社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会の実現
- 行政に過誤や無駄のない社会の実現
- 国民にとって利便性の高い社会の実現
- 国民の権利を守り、自己情報をコントロールできる社会の実現

将来

効果

- 番号を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を効率的に実施
- 真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実
- 負担・分担の公正性、各種行政事務の効率化が実現
- IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを国・地方で連携協力しながら整備し、国民生活を支える社会的基盤を構築
- ITを活用した国民の利便性の更なる向上も期待

主な論点

1. 利用範囲

- A案…税務分野のみ
- B-1案…税務分野＋社会保障分野（現金給付のみ）
- B-2案…税務分野＋社会保障分野（現金給付＋現物サービス）
- C案…幅広い行政分野で利用

2. 「番号」に何をを使うか

- ①基礎年金番号、②住民票コード、③住基ネットを活用した新たな番号

3. 管理方式

- データベース：①一元管理方式、②分散管理方式
- 番号：①一元管理方式、②分散管理方式

4. 付番機関

- ①歳入庁、②内閣府、③総務省、④国税庁、⑤厚生労働省 等

5. 個人情報保護の徹底

- ①自己情報へのアクセス記録の確認、②第三者機関の設置、③「偽造」「なりすまし」防止、④目的外利用の防止、⑤プライバシーに対する影響評価の実施 等

6. 地方公共団体等との連携

- 地方公共団体、日本年金機構、医療保険者等の機関の実情を踏まえた連携

7. 制度導入に係る費用、期間

- 費用：制度設計の仕方によって異なる
- 準備期間：少なくとも3～4年の準備期間が必要

目指す方向性

「幅広い行政分野」(C案)での利用を視野に入れつつ、まずは「税＋社会保障分野」(B案)から開始

住基ネットを活用した新たな番号

“データベース”については、分散管理方式とすることを前提に検討

“番号”については、プライバシー保護、コスト等に鑑み、一元管理又は分散管理とすべき具体的分野について今後検討

「歳入庁の創設」の検討を進めるとともに、「まずはどの既存省庁の下に設置すべきか」について検討

最低限、「自己情報へのアクセス記録の確認」、「第三者機関の設置」、「目的外利用防止に係る具体的法原則明示」、「関係法令の罰則強化」を実施する方向で検討

スケジュール

23年 夏頃 「社会保障・税番号大綱(仮称)」
秋以降 法案提出